

《要返信》

令和5年11月6日

会員各位

東京税理士会武蔵野支部
税務支援対策部
部長 三芳 一

確定申告無料相談担当に関するアンケート

日頃より税務支援事業にご協力いただき、ありがとうございます。

今年度の確定申告無料相談は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、自覚症状のある納税者の入場制限等の感染防止対策を行った上で実施いたします。

つきましては派遣計画作成にあたり、皆様のご希望にできる限り添える様に下記の通りアンケートを実施いたしますので、ご回答の程よろしくお願いいたします。

なお、今年度は本会よりインボイス登録番号の提出（該当者のみ）を依頼されておりますので、あわせてご協力くださいます様お願いいたします。

確定申告期の税務相談については会員全員に従事義務があります。
(税務支援の実施の基準に関する規則第6条①)

本アンケートは、P.2の書面回答の他、下記のGoogleフォームからのご回答いただけます。(業務効率化のため、Googleフォームでのご回答にご協力ください。)

URL <https://forms.gle/AfRzA8fkoBJv5XJP9>



アンケート提出締切 11月15日(水)

送付先：武蔵野支部事務局

FAX：0422-55-5564

E-mail：jimukyoku@musashinozeirishikai.jp

* 免除申請提出済みの方も必ずご回答ください。

《要返信》

◆令和5年分確定申告無料相談従事アンケート（回答）◆

Q1. 令和5年分の確定申告無料相談に従事できますか？（丸をつけて下さい）

*従事期間は令和5年1月下旬から3月下旬までの予定です。令和5年分の確定申告においては、インボイス登録による消費税の相談件数増加の見込みがあることから3月18日から3月29日までの期後相談を実施の予定です。（期後相談の従事者は5名を予定）

① はい ② いいえ（理由： _____ ）

※「②いいえ」と回答された方は、必ず理由をご記入下さい。

（「繁忙期である」といった個別事情は上記規則に定める免除要件に該当しませんので、認められません。）

Q2. Q1で「はい」と答えた方で、回数・時期等のご希望があればご記入下さい。

Q3. Q1で「はい」と答えた方は、消費税の納税義務について教えてください。

*確定申告無料相談の謝金については、本会から当支部を通じて支払われます。適格請求書発行事業者である本会が仕入税額控除を行うため、各位のインボイス登録番号のご提出にご協力くださいますようお願いいたします（該当者のみ）。なお、その際は以下の税理士登録区分に基づきご回答ください。

「開業」→ ご自身のインボイス登録番号

「法人社員」→ 税理士法人のインボイス登録番号

「法人所属・開業所属」→ 勤務先の税理士法人又は親税理士のインボイス登録番号

*インボイス登録番号の有無に係わらず、謝金支払額は消費税分を含んだ金額になります。

① 課税事業者（インボイス登録番号 T _____ ）

② 免税事業者

Q4. その他ご意見・ご要望があればご記入下さい。

登録番号 _____

会員氏名 _____

*ご協力ありがとうございました。

11月15日(水)までにFAXもしくはメールにてご回答をお願いいたします。

送付先 FAX:0422-55-5564 E-mail: jimukyoku@musashinozeirishikai.jp

*免除申請提出済みの方も必ずご回答ください。